

第298回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和2年11月18日(水)15:00～15:17

場 所：経済産業省 別館1階103－105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、ただいまから第298回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は議事次第のとおりですが、議題に入る前に、資料の取扱い等について、事務局から御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　第1部につきましては公開の案件ではございますが、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められているという状況に鑑みまして、傍聴者を受け付けず、後日、議事録を速やかに公開する。第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載する。その会議資料について情報公開請求がなされた場合には、その対応について改めて御相談するという取扱いにしたいと考えてございます。念のため、御確認のほど、よろしくお願いいたします。

○八田委員長　今、御説明あったとおりで御異存ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

議題の1は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可についてです。では、恒藤課長からお願いいたします。

○恒藤総務課長　資料3でございます。新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等についてでございます。

内容は、これまで何回か大臣が認可した特例を、さらに1か月延長するという内容でございます。ただ、先月と同様、5か月を超えた延長はしない。すなわち延長は最大5か月までという内容となっております。

ざっと御説明させていただきます。

まず5行目からでございますが、11月13日付で大臣宛てに、通常の約款により難い

特別の事情がある場合における供給条件で供給したい旨の認可等を求める申請がございまして、大臣から意見の求めがございました。申請者は、この10行目から記載してございますが、前回と同じでございます。

その下です。2ページ目、3ページ目です。47行目から申請の概要を書いております。電気関係の申請は、この規制小売料金、特定供給約款の特例、2つ目が託送供給等約款の特例、3つ目が離島供給約款でございます。

それから、ガスについては、①、いわゆる経過措置小売料金、②託送料金の2点でございます。

その次のページ、75行目からが申請の内容でございます。前回認可したものからの変更点は、85行目から書いてございます。これまで認可をして、既に実施中であります措置のうち、8月から11月の検針分までについては、支払い期限の延長をさらに1か月延長する。ただし、3月から7月までの分については、既に5か月延長しているところ、それ以上の延長はしない。新たに12月検針分についても、支払い期限を1か月延長するという内容になってございます。

それから、96行目からはガスでございます。これも前回からの変更点を、その次のページの107行目に書いてございますが、これまで既に認可を受けて実施している特例措置のうち、8月から11月までの検針分については、さらに1か月支払い期限を延長する。ただ、2月から7月の分については、5か月延長しているところ、それ以上の延長はしない。加えて、新たに12月検針分の支払い期限を1か月延長するといった内容でございます。

116行目から、この供給条件による供給を必要とする理由について申請書に記載されている内容でございますが、3月に経済産業省から新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となる需要家に対して、電気料金等の支払い期日の延長を行うよう要請があり、その後、緊急事態宣言は解除されたものの、まだ感染拡大の防止と経済活動の維持の両立に取り組んでいるという状況を踏まえまして、本措置の適用期間をさらに1か月延長することが必要であるということでございます。

これを踏まえまして、大臣への回答でございますが、128行目からでございます。事務局といたしましては、本申請の供給条件については、電気事業法等の条文及びそれらの審査基準に照らし、約款により難い特別な事情がある場合における供給条件とし

て認可等をして差し支えないものと考えてございます。

これを踏まえ、資料３－２のとおり、本申請の認可等を行うことについて異存がない旨、回答とすることとしたいと考えてございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○八田委員長      ありがとうございました。これについて皆さんから御質問、御意見はございますでしょうか。

（質問、意見：なし）

事務局から説明があったとおり、委員会として決定することにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、御異存がございませんでしたので、委員会として、経済産業大臣にこのように意見回答することにしたいと思います。

では、議題２について。これは黒田室長から御説明をお願いします。

○黒田取引制度企画室長      それでは、資料４でございます。

ガス小売経過措置料金規制に係る経済産業大臣からの意見の求めに関する検討についてということでございます。

趣旨でございますが、ガスの小売経過措置料金規制に係る供給区域の経産大臣の指定の解除について、11月11日付で経産大臣から意見の求めがありました事項について、今後の検討の進め方を御審議いただくというものでございます。

経緯でございますけれども、平成29年４月にガスの小売全面自由化が行われまして、その後については、ガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則であるということでございますが、事業者間の適正な競争関係が認められないなどにより、使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合に、経産大臣が指定した区域において小売料金規制を存置するというのが経過措置料金規制でありまして、この指定事由がなくなった場合には、当該規制を解除するということになってございます。

この件については、平成27年から28年の総合資源エネルギー調査会のガスシステム小委員会において、この経過措置料金規制の指定基準、解除基準に係る議論が行われまして、基準が整理されてございます。

この基準に基づきまして、旧一般ガスみなしガス小売事業者、自由化当時202社でございましたが、このうち、ほとんどの事業者については解除されておりまして、現在、

経過措置料金が存置されている事業者は9社という状況でございます。

これにつきまして、昨年10月30日の総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会におきまして、現在この9社のうちの対象となっている東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの3社につきまして、一部の解除基準を数字上は充足するという状況が確認されてございます。

一方で、この基準を満たすためには、他のガス小売事業者に十分な供給余力があることという要件を併せて満たすことが必要とされておりまして、この点について、一部の新規参入事業者からは、将来にわたって十分な供給力を確保し得るかどうかについての懸念があるということも示されている状況でございます。

この点も踏まえまして、この電力・ガス基本政策小委員会の議論におきまして、他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を将来にわたって十分に確保することを含め、十分な供給力の確保のために、競争上の観点から必要と考えられる事項については、電力・ガス取引監視等委員会に対して意見を聞くこととされまして、11月11日付で経産大臣から意見の求めがあったという状況でございます。

本日は、今後の検討の進め方について御議論いただきたいということでございますが、この事項については制度設計専門会合において検討することとし、その結果を本委員会に報告することとしたいというのが事務局の案でございます。

説明は以上でございます。

○八田委員長     ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について御質問、御意見はございませんでしょうか。

○稲垣委員     稲垣です。大きなテーマなので、その方向でお願いしたいと思います。十分な議論ができるように、いろいろな委員会で議論されているようですけれども、結局ガスの原材料の入りからガス確保、それから供給というところまで、サプライチェーン全体にわたる論点を考慮しながら、供給余力について検討していただきたいと思いますので、そうした観点からの御準備をお願いしたいと思います。

○八田委員長     ありがとうございました。ほかにございませんか。

(質問、意見：なし)

それでは、事務局から説明があったとおり、経済産業大臣からの意見聴取について制度設計専門会合で検討することとし、検討結果について委員会に報告を受けるということにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんでしたので、事務局の案のとおりにいたします。

議題３は、原価算定期間終了後のガス小売計画経過措置料金の事後評価についてです。これは伊藤管理官から御説明をお願いいたします。

○伊藤統括ネットワーク事業管理官 資料は５でございます。表題が「原価算定期間終了後の小売ガス料金の事後評価について」でございます。

これは、今ほど議題２にありました、現在、経過措置料金規制が存置されている事業者９社の原価算定期間終了後の経過措置に基づく小売ガス料金、いわゆる規制料金でございますが、これについて本年度における事後評価の進め方について御審議いただくものでございます。

趣旨の欄を御覧ください。経過措置に基づく小売ガス料金につきましては、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認することになっております。令和２年１１月１１日付で、旧一般ガスみなしガス小売事業者全９社のうち、大阪ガスを除く小売ガス料金について本委員会宛てに意見の求めがあったことから、料金制度専門会合において事後評価を実施することとしたいと考えてございます。

２ポツで、本年度の進め方（案）でございます。１）として、対象事業者ですが、意見の求めがありました旧一般ガスみなしガス小売事業者８社でございます。

２）として、評価の内容です。これも審査基準に評価方法が定められておりまして、矢印のところですが、ステップ１、規制部門のガス事業利益率による基準による評価。ステップ２、規制部門の超過利潤累積額による基準または自由化部門の収支による基準。この上記のステップ１に該当しまして、かつステップ２のいずれかに該当する場合には、小売料金の料金変更認可申請命令の発動の可否を検討することとなっております。

３ポツ、スケジュールとしてですが、１１月３０日に料金制度専門会合において、この審査について御審議いただきまして、１２月７日に、その結果につきまして、本委員会において大臣への回答について御審議いただくということを考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございました。それでは、今の説明について御質問、御意見はございませんでしょうか。

(質問、意見：なし)

では、事務局から説明があったとおり、今後、料金制度専門会合において、小売ガス料金の事後評価を行うということにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異存がございませんので、そのように進めることとしていただきます。

議題4は、ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価についてです。これは、田中課長からお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　それでは、資料6でございます。先ほど伊藤管理官から、ガスの小売料金の事後評価に関して御説明がありましたけれども、こちらについては、ガスの託送料金の託送収支の事後評価になっております。2019年度の託送収支に関して事後評価を行うというものでございます。

こちらは、本年度の進め方ということでございますが、対象事業者、託送供給約款を定めているガス導管事業者及びその他供給条件を届けているガス導管事業者全147社に対して実施いたします。

内容といたしましては、この評価内容のところでございますとおり、法令に基づく事後評価ということで、各事業者の公表された託送収支につきまして、ストック管理、フロー管理の確認を行いまして、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施比率というのを聴取いたします。

また、フロー管理において、乖離率が一定の比率を超えた事業者から、現行の託送料金約款の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを確認するといった精査をするといったことでございます。

さらに、上記①の変更命令の対象となる事業者から値下げ届けが行われた場合におけるその届出内容の確認を行うといったものとなっております。

スケジュールですけれども、11月末、料金制度専門会合で審議をいたしまして、その事後評価の結果について、経済産業大臣、経済産業局長へ回答するということで、今年度をめどに料金制度専門会合での取りまとめ、委員への報告を予定しております。

参考のところは、去年における事後評価ということで、このような形で行っておりますが、今年も似たようなスケジュールでやっていくというところを予定しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○八田委員長     どうもありがとうございました。今、スケジュールが紹介されたわけですが、この説明について御質問、御意見はございませんでしょうか。

（質問、意見：なし）

それでは、事務局から説明があったとおり、今後、料金制度専門会合において、ガスの託送収支の事後評価を行うということにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございましたので、そのように進めさせていただきます。

第1部として予定していた議題は以上です。

——了——